

公認心理師の経過措置における人間発達科学研究科での対応科目について

2017年に施行された公認心理師法により、公認心理師が国家資格として創設されました。それに伴い、各学部、大学院で、公認心理師法に定められた科目に対応したカリキュラムが編成、実施されています。ただし、2018年度よりも前に学部、大学院に入学した学生に対しては、対応科目の読み替えによる経過措置が取られています。本大学院人間発達科学研究科におきましても、以下のような科目読み替えを行います。なお、この措置は2011年度入学生から2017年度入学生までが対象となります。

	必要な科目数	公認心理師法における指定科目	読み替え予定科目	備考
I	①を含む 3科目以上	①保健医療分野に関する理論と支援の展開	障害児認知神経学特論 障害児病理学特論 発達障害療育支援論	
		②福祉分野に関する理論と支援の展開	アクセシビリティ論	
		③教育分野に関する理論と支援の展開	発達心理学特論 教育心理学特論 教育心理学特論演習 教育心理学研究法特論	
		④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	該当なし	
		⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開	該当なし	
II	2科目以上	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	幼児教育相談特論 幼児教育相談特論演習	
		⑦心理支援に関する理論と実践	カウンセリング特論 発達臨床心理学特論	
		⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	臨床発達心理学特論演習 特別支援教育論	
		⑨心の健康教育に関する理論と実践	該当なし	
III	必ず履修	⑩心理実践実習	特別支援教育論演習 障害児指導法特論演習	